

日本人がバリ島から乗継便で帰国するためのプロセス

2022.2/13改訂

2022年2月3日（木）のみ毎週木曜日ガルーダインドネシア航空の東京・成田空港→バリ州・ングラライ空港直行便が、2月16日（水）からはシンガポール航空シンガポール・チャンギ空港→バリ州・ングラライ空港定期便が再就航します（予定）。

ングラライ→成田の直行便はなく、ングラライ→ジャカルタ・スカルノハッタ経由→羽田空港のトライアングル飛行になります。よって日本の入国規定「出国前72時間以内」などの時間制限はングラライ空港ではなく、スカルノハッタ空港出発時に適用されるのでご注意ください。シンガポール航空の場合はングラライ空港での出国が適用されます。

新型コロナウイルス（以下COVID-19）の水際対策にともない、2022年1月31日2月10日から後日決定される間まで下記の対応が必要です。

■ 日本への入国条件

- ・ 外国人の新規入国は停止（査証発給済者を含む）
- ・ 入国が認められるのは下記
 - ・ 日本人の帰国者
 - ・ 在留資格を有する再入国者
- ・ いずれの場合も必要な書類を所持し、有効な証明書を提示できない場合、上陸が認められない（搭乗拒否）
- ・ 入国後は日本政府の方針に従うこと

■ バリ出発前

コロナウイルス検査・陰性証明の取得

- ・ 出国前72時間以内に採取された、日本国が指定する「コロナウイルス検査証明書」の陰性結果
 - ※ バリ・ングラライ空港の出発前ではなく、ジャカルタ・スカルノハッタ空港の出国時に適用。国内線移動に必要な時間を逆算して受診
- ・ 検査証明書の様式は、厚生労働省の所定フォーマットが望ましい（インドネシア語）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000806504.pdf>
- ・ 検査証明書に記載すべき内容（日本語または英語で記載）

氏名、パスポート番号、国籍、生年月日、性別
検査法、採取検体
結果、検体採取日時、結果判明日、検査証明書交付年月日
医療機関名、住所、医師名、医療機関印影
すべての項目が英語で記載されたもの

- ・ 検査方法は以下いずれかの方法で、なおかつ鼻咽頭ぬぐい液または唾液検体の検査のみ有効

核酸増幅検査	その他
Real Time RT-PCR法	次世代シーケンス法
LAMP法	
TMA法	
TRC法	
Smart Amp法	
NEAR法	

- ・ バリ州内の「PCR検査取り扱い病院」にて検査を自費依頼する
 - ・ インドネシア保健省に登録されている医療機関（並べ替えて「Bali」を表示）
<https://www.litbang.kemkes.go.id/laboratorium-pemeriksa-covid-19/>
- ・ 陰性結果証明は書面およびデジタル（PDF等）で提示

ワクチン接種・証明書の取得

- ・ 接種証明書に記載すべき内容（日本語または英語で記載）

氏名
生年月日
ワクチン名またはメーカー
ワクチン接種日
ワクチン接種回数

- 有効とされるワクチン名またはメーカー

コミナティ (COMIRNATY) 筋肉注射/ファイザー (Pfizer)
バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋肉注射/アストラゼネカ (AstraZeneca)
COVID-19ワクチンモデルナ (COVID-19 VaccineModerna) 筋肉注射/モデルナ (Moderna)

- 上記ワクチンを2回以上接種し、2回目のワクチン接種日から14日以上経過していること
- 原本をコピーしたものを提出

■ ジャカルタ到着まで

PeduliLindungiアプリケーションの登録

- インドネシア政府指定「ブドゥリリンダウンギ (PeduliLindungi)」アプリの、健康状態申告書 (e-HAC) に、名前、性別、誕生日、パスポート番号、搭乗空港や搭乗便などすべての必須項目を登録
 - ※ アプリは日本語表示可能。ただし、入力欄は英語表示
 - ※ グラライ→スカルノハッタ空港は国内線利用につき、「Domestic」を選択
- 空港内の健康状態チェックポイント (KKP) エリアを通過する際に提示
 - ・ スマートフォンやタブレットを所持していない場合は、KKPにて指定用紙に必要事項を記入

■ 日本入国まで (検疫所での対応可)

誓約書/質問票の提出・スマートフォンアプリ登録

- 検疫所へ「誓約書」を提出。7日間の公共交通機関の不利用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入などについて
 - ・ 誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、氏名の公表など
- 「質問票WEB」の登録
 - ・ 7日間の健康フォローアップのためメールアドレスおよび電話番号等の連絡先の登録
- 入国者健康居所アプリ「My SOS」のインストール
 - ・ 位置情報と健康状態の報告

■ 日本到着後

空港でPCR検査受診

- 空港の指定場所にてPCR検査 (唾液) の実施
 - ・ 検査結果が出るまで、空港内のスペースで待機

検疫所の宿泊施設での待機

- ・ **2022年2月13日 (日) 午前0時以降**インドネシアから入国した方は、日本政府指定**検疫所の宿泊施設で3日間待機**となります。
 - ・ 施設の空き状況に応じて隔離施設を決定。滞在費用はすべて日本政府負担。
 - ・ 到着日を0日として、翌日から3日間。**3日目にPCR検査**を再度実施。4日目に所出。
- 陰性の場合：自宅やホテルまでは公共交通機関を使わずに移動
- ・ 自家用車で自身や家族による運転。その他、レンタカーやハイヤーなど
 - ・ 指定エリア内ならスマートシャトル「near Me」も可
- <https://app.nearme.jp/airport-shuttle/>
- 陽性の場合：無症状または軽度症状の場合は隔離施設(ホテル)、中度・重度症状の場合は病院へ

自己検疫

- ・ 宿泊施設や自宅での7日間の自己検疫必須
 - ・ 誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、氏名の公表など